



北九州第一法律事務所

Kitakyushu Daiichi Law Office

# Hokkyu

<https://kd-lo.gr.jp/>

2023

vol. 57

August

## FOCUS にひそうへい国会レポート

相続土地の登記義務化と国庫帰属制度

インターネット上のトラブルへの対処法  
～プロバイダ責任制限法とは～

私の推しを紹介します

戦争をさせないために  
いますべきこと、考えるべきこと

生活保護基準引下げ違憲訴訟

### 初回無料相談のご案内

本紙をご持参の方に、法律相談料をお一人につき1回、初回のみ無料とさせていただきます。

有効期限

2023年  
10月末日まで

予約 平日 ☎ 093-571-4688 9:00~17:30  
ダイヤル 土曜 ☎ 093-571-3355 12:30~16:00

※法律相談は予約制となっています。事前にお電話ください。  
※予約時に「無料相談カード利用」とお伝えください。

## 暑中お見舞い申し上げます

盛夏の候、皆さまお変わりございませんでしょうか。

ロシアがウクライナに侵攻して1年半が経過しようとして見えます。6月には、ダム破壊による甚大な被害も発生しており、胸が痛くなるばかりです。戦争からは悲劇しか生まれません。そして、最も被害を受けるのは、戦争を決断した権力者ではなく、その地で生活している地元の人々です。

ウクライナのみなさんが、平和で安全な当たり前の日常生活に戻れるよう、心より願っています。

他方、岸田首相はウクライナ戦争を契機に防衛費を倍増しようとしています。それは対外諸国と緊張関係を生む効果しかありません。「有事に備え」ということですが、有事が発生した場合、誰も止めることができないことは、第2次世界大戦や今回のウクライナ戦争でも証明されています。有事に備え武力で相手を威嚇するのではなく、有事にならないためにどうするか、いかに近隣諸国と友好関係を結んでいくかに注力してもらいたいと思います。

また、身近なところではインフレが私たちの生活を直撃し、何もかも値段が上がっています。貧困が原因で強盗など物騒な犯罪も耳目を集めるようになりました。インフレ対策、貧困対策も必要です。

当事務所の仁比聡平参議院議員には、これらの問題を含め国会での活躍を期待しています。

最後に、新型コロナウイルスがら類に引き下げられ、マスクも外せるようになり、ようやくコロナ前の生活に戻りつつあります。みなさまとまた、お会いできることを楽しみにしています。暑い夏はまだ続きます。くれぐれもご自愛ください。ますますようお願い申し上げます。

二〇二三年 夏

北九州第一法律事務所所員一同

# 相続土地の登記義務化と国庫帰属制度

弁護士 今里 晋也

## 1 はじめに

従前の不動産登記制度では、相続の際に相続登記がされないことにより、土地の所有者がわからなくなる問題が生じていました。このような所有者不明土地の発生を予防する目的で、2021年4月に改正法が成立

しました。改正のポイントは、以下の2点です。

- I 相続登記の申請義務化（2024年4月1日施行）
- II 相続土地の国庫帰属制度（2023年4月27日施行）

## 2 相続登記の申請義務化（2024年4月1日施行）

(1) 今回の法改正で、これまで義務のなかった不動産の相続登記が義務化されました。

すなわち、相続（遺言も含みます）により不動産を取得した人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をしなければならないことになりました。また、遺産分割協議により不動産を取得した人も、協議成立日から3年以内に、登記の申請をしなければならないことになりました。

相続登記とは、簡単に言えば、亡くなった方から相続により不動産の名義を変更することを言います。遺言に基づくもの、遺産分割協議に基づくもの、法定相

続割合でなされるもの、相続人申告登記（自分が相続人であることを法務局に申請する簡易な制度）（2024年4月1日改正）などがあります。

(2) 正当な理由なく申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が科されることがあります。正当な理由とは、相続人が極めて多数に上り資料収集に時間を要する場合、遺言の有効性が争われている場合、申請義務を負う者に重病がある場合などです。

(3) なお、改正法の公布から5年以内に、相続登記だけでなく、登記名義人の「住所変更登記」も義務化されることになっています。

## 3 相続土地国庫帰属制度（2023年4月27日施行）

(1) 今年4月から、「相続土地国庫帰属制度」が新たに開始されました。

この制度は、相続（遺言も含みます）により土地の所有権を取得した相続人が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能にする制度です。

手続の流れは、以下のとおりです。

- ①承認申請
- ②法務大臣（法務局）による要件審査・承認
- ③申請者が負担金を納付
- ④国庫帰属

(2) まず、相続によって土地を取得した相続人が、法務局に「承認申請」を行います。制度開始前に土地を相続した人も申請可能です。土地が共有地であるときは、共有者全員で申請をする必要があります。相続された土地が対象ですので、売買や贈与によって土地を取得した人はこの制度を利用することはできません。

申請先は、対象の土地が所在する都道府県の法務局の不動産登記部門です。申請時に、土地1筆につき1万4,000円の審査手数料を納付する必要があります。

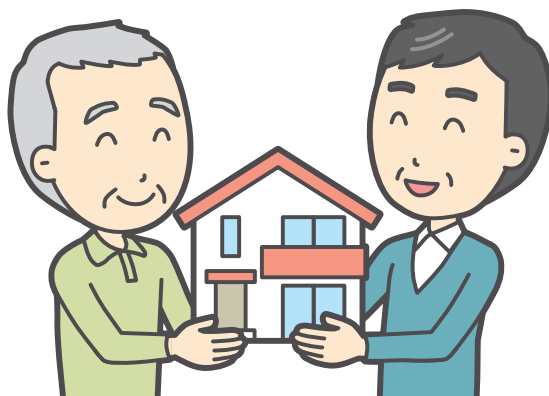
(3) 申請を受けた法務大臣（法務局）は、調査を行って、国庫に引き取ることができる土地であるかどうかを審査します。

法律では、以下のような土地については、国庫帰属ができないとされています。

- ・建物や工作物がある土地
- ・抵当権等が設定されている土地
- ・通路など他人の使用が予定されている土地
- ・土壌汚染や埋設物がある土地
- ・境界が明らかでない土地
- ・一定の勾配・高さの崖がある土地

審査の結果、引き取ることができない土地には当たらないと判断された場合には、国庫帰属について「承認」がなされます。

(4) 承認を受けた者は、10年分の土地管理費相当額の「負担金」を納付します。負担金の納付が完了した時点で、土地は国庫に帰属します。



## 4 法改正の影響

- (1) 相続登記の義務化について重要な点は、この制度は2024年6月1日に開始されますが、「制度開始以前に開始された相続についても、義務化の対象になる」ということです。つまり、相当期間前に所有者が亡くなって登記がそのままになっている土地についても、相続登記が必要となります。このようなケースは実際かなり多いため、大きな影響が予想されます。
- (2) 相続登記の義務化も見越して、価値のない不動産（負動産）については国庫に引き取ってもらいたいと

考える方も多いと思われませんが、簡単ではありません。法律上、国庫帰属できない土地の範囲がかなり広いからです。そもそも建物がある土地や境界不明の土地はダメですし、通常以上の管理の費用・労力がかかる土地も対象外です。こうして考えると、管理が難しく放棄したくなる土地は、実際は国庫帰属の対象外となってしまうため、制度を利用できるケースは限定的かもしれません。今後の運用の実情を注視したいところです。

12:34



# インターネット上のトラブルへの対処法 ～プロバイダ責任制限法とは～

弁護士 天久 泰

2020年5月にインターネット上の誹謗中傷を苦にした女子スポーツ選手が命を絶つという痛ましい事件が発生しました。これをきっかけに、プロバイダ責任制限法の改正が進められ、2021年4月28日に同法は改正され、2022年10月1日に施行されました。

プロバイダ責任制限法は、インターネット上のいわゆる掲示板やSNS上の投稿で根拠のない誹謗中傷を受け、あるいは個人のプライバシーに関する情報を公開されるなどの被害が発生した場合、投稿者を特定するための制度を定めています。

例として、インターネット上のSNSで元交際相手から実名や住所とともに、「浮気癖がひどい」、「犯罪歴がある」などと投稿されたような場合があります。

そのような被害に遭った場合、①投稿の削除と②投稿者への慰謝料請求を行うことが考えられます。

①投稿の削除については、掲示板やSNSを運営する運営者へメール等で削除を申し入れることで解決することもあります。対応がない場合は、プロバイダ責任制限法に基づいて、投稿の削除を求め、従わない場合に運営者へ損害賠償を請求することになります。

②投稿者への慰謝料請求を行う場合にも、プロバイダ責任制限法上の発信者情報開示請求の手続で投稿に関する情報（タイムスタンプ、IPアドレ



スなど）の開示を運営者に求め、その上で投稿に使われたインターネット回線の契約者の氏名、住所などを経由プロバイダに開示させる方法をとることが考えられます。

これらの開示手続を相手に拒否される場合、従来は、運営者、経由プロバイダに対し裁判手続を合計で2回行う必要があったところ、2022年10月施行の改正法により、簡便で迅速な非訟手続という手続を使い、1回の手続で行えるようになりました。発信者情報の開示がスピーディかつ円滑になることが期待されます。

以上の方法のほか、裁判所に投稿削除を求める仮処分命令申立を行うなどの方法もありますが、弁護士にご相談のうえ、費用や迅速性、期待される効果などの点で各方法を比較し、適宜対処しましょう。運営者や経由プロバイダが保管する情報は膨大であり、数週間で消去されるおそれもあるため、お早めのご相談をお勧めします。

# 私の推しを my favorite 紹介します

今回の「Hokkyu」では、弁護士が今はまっているもの、推しているものをご紹介します。

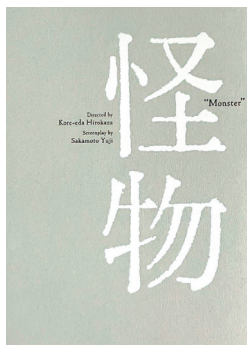
## ■天久 泰

私の推しは、テーブルロールプレイングゲーム (TRPG) のルールブックです。35年ほど前にTRPGにハマっており、最近、家族で遊ぶために古本で入手してみました。読むと懐かしくなります。剣と魔法の世界を舞台に一人が物語の語り手になり、他の人は剣士、僧侶、妖精などを演じるルールブックに従って冒険を進めます。デジタルゲームとは違い紙やペン、サイコロを使い、会話中心になるところが魅力です。代表的なルールである「ダンジョンズ&ドラゴンズ」は世界に5000万人以上の愛好者がいます。



## ■池上 遊

私の推しは、脚本家・坂元裕二さんの諸作です。映画「怪物」は監督・是枝裕和さん×脚本・坂元裕二さんです。現代的なトピックを扱いながら、普遍的なテーマを捉えていて、考えさせられる素晴らしい作品でした。「東京ラブストーリー」が有名ですが、「カルテット」「大豆田とわ子と三人の元夫」が近作ではオススメです。映画では一昨年「花束みたいな恋をした」がヒットしました。脚本の良さをぜひ感じてみてください。※写真は映画のパンフレットです。



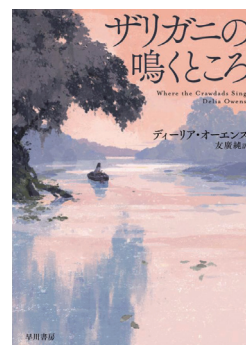
## ■石井 衆介

私の推しは、貴志祐介『新世界より』です。1000年後の世界を舞台にした大長編 SF 作品。作り込まれた世界観や情景が目に見え、ぐいぐい引き込まれ、特に中盤以降はページを捲る手が止まらなくなりました。生物の残酷さ、愚かさを嘆くようなメッセージ性に考えさせられ、最後の最後まで目が離せません。アニメ化・コミック化もされているようですが、是非小説で。



## ■今里 晋也

私の推しは、ディーリア・オーウェンズ『ザリガニの鳴くところ』です。映画化もされた中編小説。1969年にノースカロライナ州で起きた殺人事件と、家族と離れて広大な湿地帯に1人生きる少女の様子が交差して描かれます。事件の真相を探るミステリー的な面白さもありますが、それ以上に物語の背景にある自然界の描写が圧倒的で(著者は何と動物学者とのこと)、この世界全体をじっくり楽しみました。



## ■上地 和久

私の推しは、チャイコフスキーのピアノ協奏曲第1番第2楽章、第3楽章です。この協奏曲は、第1楽章の冒頭部分がよく知られていますが、私は、第2楽章と第3楽章が好きです。第2楽章は、静かな、美しい曲調、第3楽章は、一転して、激しい、華やかな曲調で、私が司法試験に合格した年は(20年以上前です)、夜寝る前に、第2楽章でその日の疲れを癒やして、第3楽章で明日への活力を得るとして、毎晩聴いていました。思い出の曲です。



## ■上野 直生

私の大好きな映画は、「男はつらいよ」です。渥美清演ずる寅さんが主人公の、あの映画です。親友がこの映画の大ファンだったこともあり、小学生の頃から一緒に映画館に観に行っていました。この映画の本当の良さに気付いたのは大人になってからですが、何度観ても飽きることがありません。この映画には愛と人生哲学が溢れていると思います。



## ■前田 憲徳

私の推しは、「異次元の悪政を支える 異次元の諦め 異次元の無関心」の看板を掲げてのスタンディングです。駅前で、「敵基地攻撃能力の保有反対」「平和外交の徹底を」とマイクで訴えても、通行人は無関心。「本当にそれでいいの、今行動しないで…」とマイクで言いたくなるが、「それを言っちゃおしまいよ」と我慢する。スタンディングだと刺激的な内容でも角が立たない。グッドアイデア!



## ■迫田 学

私の推しは、安田菜津紀『国籍と遺書、兄への手紙 ルーツを巡る旅の先に』です。フォトジャーナリスト安田菜津紀さんが、初めて手にした戸籍謄本。それは亡き父親の残した「遺書」となり、「家族」、「故郷」、そして「ルーツ」とは何かを問う旅につながります。家族とは「血縁」ではなく、「故郷」は大切な人が生きた場所、ルーツとは「命の源流」である、と辿る旅の途中で、著者はヘイトにも晒されます。入管法、LGBT法など、問題を抱える法律が成立する中、「違いが違いとして、ただそこに自然と存在することができる社会」を、ともに目指したいと思います。ご一読をお勧めします。



## ■諸隈 美波

私の推しは、近藤麻理恵『人生がときめく片付けの魔法』改訂版です。一時期話題になった時はときめくというワードが乙女っぽいと思って敬遠していたのですが、読んでみると面白いです。「さっさと片付けは終わらせて好きなことに集中できる素敵な人生を」と勇気づけられる言葉もたくさんあり、片付けの技術的なことだけでなくマインドもなんだか前向きになれる本です。



## ■田箆 亮博

私の推しは、KASA『BREAK BACK』です。弱小チームが1年で全国優勝をめざす高校のテニス漫画です。弱小チームが勝ち上がっていくストーリーはよくある話ですが、試合での駆け引き(戦略)、心理戦に引き込まれました。読んでるとテニスがやりたくなります。既刊16巻ですが、サクッと読めます。



## ■吉武 みゆき

私の推しは、チバユウスケ氏です。THEE MICHELLE GUN ELEPHANTやROSSO、The Birthday等で作詞・作曲、Vo.等担当。ラジオでは、気を利かせて(?)送られた深夜向け投稿に蹴りを入れて、好きなレコードを色々かけてくれました。The Pogues「Fiesta」、The Revillos「Scuba Scuba」、Fatboy Slim「Song for Lindy」、Dr. Feelgood。あの頃聞いた曲は今でも覚えています(動画あり!)。映画「THE FIRST SLAM DUNK」のオープニングはThe Birthdayの「LOVE ROCKETS」です。「カレンダーガール」のご機嫌なPVも最高。現在休養中。また氏の音楽や声が聞きたいです。

## ■三浦 久

暑中お見舞い申し上げます。皆様のご健勝をお祈りいたします。

# 憲法を守り、暮らしを守る 新しい政治の流れへ



## Nihi Sohei Kokkai Report

### 「新しい戦前」にさせない



6/9 参院本会議 入管法反対討論

正面对決の通常国会が閉会しました。

賃上げと教育無償化に背を向け、大切な税金を危険な大軍拡や原発回帰に浪費する暴走。ずさんなマイナンバーカード押しつけて健康保険証を廃止する愚拳。LGBT「理解増進」

どころか差別拡大4党案の強行。今国会をつうじて自・公・維・国民4党の“大政翼賛化”が鮮明になりました。

それでも岸田総理がもてあそんだ衆議院解散総選挙はできませんでした。ひろがる国民的怒りにひるんだのです。

なかでも難民・非正規滞在外国人の人権と人道に反する入管法改悪 NO! の声が、「初めて国会に来た」という大勢の若い世代・学生たちを先頭に日を追うごとに日本中にひろがり、強行採決後も「つないだ手を決して離さない」と強まっていることは大きな希望です。

性被害当事者の声は「同意なき性交」を禁ずる刑法改正に実りました。

大政翼賛化を打ち破る新しい政治の流れへ。この夏、存分に力を広げ、来るべき衆議院総選挙でなんとしても勝利して「市民と野党の共闘」を再構築するために、大いに汗を流したいと思います。



長崎原爆に放射性降下物がなかったとでもいうのか  
1/13 広島・長崎「黒い雨」全面解決を求め質問



3/8 国際女性デー街頭演説（新宿駅東南口）

にひ そうへいの活動は  
YouTubeで!

QRコードから動画をご覧ください

日本共産党九州沖縄

検索



# 戦争をさせないために いますべきこと、 考えるべきこと

弁護士 池上 遊

## 戦争の被害を忘れない

6月22日から3日間、沖縄本島を訪れ、あらためて戦争の被害について学び直しました。弁護士会の憲法委員会での視察企画でした。

先の大戦で日本政府は沖縄の住民を本土のために捨て石にしました。米軍の1945年3月26日の上陸侵攻から始まる約3か月の地上戦で日本軍の組織的な戦闘が終わった日が6月23日でした。県民の4人に1人が亡くなり、軍人・軍属よりも一般住民の犠牲者が上回るという凄惨な被害をもたらしたのが沖縄戦でした。今も「慰霊の日」として県民の休日となっており、役所や学校などはお休みとなります。

23日の慰霊の日の各地での催しを伝える琉球新報の翌日の見出しは「沖縄 二度と戦場にしない」でした。

こうした戦争による被害をどうすれば繰り返さないで済むのか。徹底的に考え抜いた末に編み出されたのが日本国憲法である、とあらためて銘記する良い視察となりました。

昨年12月に閣議決定された安保三文書、6月21日に閉会した通常国会で成立した防衛産業への支援強化法、防衛費増額に向けた財源確保法など、そのような憲法を尊重も擁護もせず、戦争をすることができる国となる準備が日々進んでいるように感じられます。

### ①安保三文書

「反撃能力」として、射程の長いミサイル（スタンドオフミサイル）を大量に購入することを宣言した文書です。どの国が日本にミサイルを撃ち込もうとしているのでしょうか。日本政府が外交に失敗したということでしょうか。むしろ中国や北朝鮮などとの軍事的緊張を高めるだけではないのでしょうか。

### ②防衛産業への支援強化法

防衛産業だけを特別に保護しようという依怙最良にとどまりません。防衛装備品という名の武器の輸出をしやすくしたり、防衛産業の労働者に秘密保持を刑罰付きで義務づけるなど、問題だらけの法律です。

### ③防衛費増額に向けた財源確保法

安保三文書で宣言した武器の大量購入を実現するため、政府は所得税の増税を考えています。コロナ禍や物価高騰によって、私たちの生活は極めて困窮させられています。私たちの生活や福祉に回さずに、アメリカの軍需産業を私たちの税金で儲けさせてあげるとい



うのでしょうか。

## 沖縄だけでなく九州全体を戦場とする動き

私が訪れた沖縄本島では、今も極東最大の軍事基地である嘉手納基地をはじめとして、多数の広大な米軍専用基地が置かれたままです。その沖縄本島だけでなく、沖縄県内各地に自衛隊施設が整備されている動きはご存知でしょうか。日本最西端の与那国島では、昨年11月、米軍や自衛隊などによる共同訓練に、民間空港である与那国空港が使用され、戦後初めて、沖縄県内の公道を訓練のために軍事車両が通行しました。

九州でも佐賀県（佐賀空港のそばに駐屯地を建設）、鹿児島県（奄美大島、馬毛島など）、大分県（大分市内に火薬庫など）、長崎県（大村市に水陸機動団の第3連隊配備）など新しい自衛隊施設や部隊の配備が勝手に決定されています。これに加えて、全国283地区の自衛隊施設の強靱化と称して、九州・沖縄すべての県の多数の自衛隊施設について、戦場化を想定した対策を講じようとしています。

## いますべきこと、考えるべきこと

平和を守る取り組みとして、私たちは何をすべきか、何ができるのでしょうか。

まずは戦争の被害やこの間の情勢など現状を知ることから始めてみてはどうでしょうか。北九州では、「平和資料室 TICO PLACE」が若松区にオープンしました。足を運んでみてはいかがでしょうか。当事務所への学習会の講師もご依頼をお待ちしています。

また、本紙と一緒に署名用紙を同封しました。戦争ができる国づくりが進められている現状を周囲の方に知らせながら、署名を広げる対話の活動が重要ではないかと考えています。ぜひご活用いただければ幸いです。私が事務局を務めている「平和をあきらめない北九州ネット」では毎月19日、小倉駅前と折尾駅前街頭宣伝を実施しています。そちらへのご参加もお待ちしております。

知ること、知らせること、そして、政治を変えていくこと、できることはたくさんあります。一緒にがんばりましょう。

# 生活保護基準引下げ 違憲訴訟

弁護士 諸隈 美波

生活保護基準は2013年～2015年で段階的に引き下げられ、3年間で約670億円の減額がなされました。この減額が違憲違法であるとして処分取り消し及び損害賠償を求める訴訟が全国各地で行われています。

福岡は、一審（2021年5月12日福岡地裁判決）で敗訴し、現在福岡高等裁判所において控訴審が係属中です。

今回問題になっている大幅な引き下げは、主に「物価が下がったから」という理由です。厚労省は、4.78%物価が下がったと主張しているのですが、これは厚労省独自のとても特殊な計算に基づいた数字です。例えば、一時的に物価が高くなった年を基準として物価下落率を出したり、生活保護受給者が度々買い替えることなどできないテレビやパソコン等の物価下落の影響を排除しないままの計算となっています。

それでもなかなか原告勝訴判決は続きませんでした。それどころか福岡地裁の判決文の「NHK受診料」という誤字（正しくは「受信料」）が、その後の9月の京都地裁、11月の金沢地裁の判決でも同じような言い回しの中にそのまま記載され



「すべての人に生きる権利を」横断幕を手に一致団結

ていたことが明らかになりました。

しかし、その後流れはかわり21の地裁において出された判決で勝訴判決が11件となりました（2023年5月30日の静岡地裁判決まで）。

ただ、4月に大阪高裁で敗訴判決が出ました。今回の引き下げに関して高裁での初めて判断でした。厚労省の裁量をあまりに広く認め司法の職責を放棄した不当判決です。

生活保護基準は、様々な社会保障の場面に影響します。例えば、最低賃金は生活保護よりも上回らなければならないとなっており、住民税の非課税基準や、地方税、保育料、国民健康保険料などの減免基準も生活保護基準と連動しています。そういう意味で、生活保護基準の引き下げは、社会保障の切り下げとつながっていくものであり、生活保護を受給されている方たちだけの問題ではありません。

福岡でも逆転勝訴を目指して引き続き頑張っていきます。今後も注目いただければ幸いです。

ご友人・ご親族を紹介ください

**法律相談のご案内** ☎093(571)4688  
(土曜予約専用) ☎093(571)3355

## ●相談時間

月～金曜日 10:00～11:30 / 13:00～18:00  
土・日曜日 13:00～16:00

## ●相談料

法律相談料は45分まで5,500円(税込)です。

法テラス  
利用による  
無料相談も  
できます

ホームページもご覧ください

各種事件報告や法律の豆知識の情報を増やしました。離婚や労働事件のページも充実させました。ホームページからの相談予約もできます。右のQRコードからご覧ください。



**LINE 友だち募集中**

登録いただいた方には、ホームページの最新情報や事務所のイベントなどを紹介します。また、登録後1回に限り相談料を4000円(通常5500円)とします。左のQRコードからご登録ください。



**北九州第一法律事務所**

福岡県北九州市小倉北区金田二丁目6番4号  
リーガルタワー2階  
TEL:093(571)4688 FAX:093(571)4048  
URL:https://kd-lo.gr.jp/

北九州第一法律事務所 検索